

_____ (以下「利用者」という。)と社会福祉法人 博由社 (以下「事業者」という)は、利用者が 特別養護老人ホーム 透鹿園 (以下「ホーム」という。)における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される介護福祉施設サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約 (以下「本契約」という。)を締結します。

第一章 総則

第1条 (契約の目的)

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める介護福祉施設サービスを提供します。
- 2 事業者が利用者に対して実施する介護福祉施設サービスの内容 (ケアプランを含む) (以下「施設サービス計画」という。)は、別紙『 (サービス利用書) 』に定めるとおりとします。
但し、事業者は、施設サービス計画が作成されるまでの間、利用者の能力に応じて、適切な介護サービスを提供します。
- 3 利用者は、第15条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第2条 (施設サービス計画の決定・変更)

- 1 事業者は、介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- 3 事業者は、6か月に1回、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
- 4 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第3条 (介護保険給付対象サービス)

1 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、ホームにおいて、利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

2 前項の費用の額は「重要事項説明書」に記載したとおりとします。

第4条 (介護保険給付対象外のサービス)

1 事業者は利用者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

- ① 食事の提供
- ② 居住の提供
- ③ 利用者が選定する特別な居室の提供
- ④ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑤ 利用者に対する理美容サービス
- ⑥ 別に定めるところ(※重要事項説明書の記載)に従って行う利用者からの貴重品の管理
- ⑦ 事業者が特に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
- ⑧ 事業者は、利用者との合意によって日常生活において通常必要となるものに係るサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。

2 前項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。

3 第1項の費用は「重要事項説明書」に記載した通りです。

4 事業者は第1項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第5条 (運営規程の遵守)

1 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、利用者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。

2 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者、利用者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、利用者に対して事前に説明することとします。

3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第二章 料金

第6条（サービス利用料金の支払い）

- 1 利用者は、要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：サービス利用料金の1割又は2～3割）を事業者を支払うものとします。但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金全額をいったん支払うものとします。〔要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償環払い）〕
- 2 第4条に定めるサービスについては、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 3 前項の他、利用者は契約者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者を支払うものとします。
- 4 前3項に定めるサービス利用料金は1か月ごとに計算し、利用者はこれを翌月末日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。
- 5 1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第7条（利用料金の変更）

- 1 利用者の要介護状態の区分に変更があった場合は、「重要事項説明書」に記載された額に変更することとします。
- 2 利用者の経済的事項の変化により負担額認定等に変更があった場合、事業者は、介護保険法令関係所法令の趣旨に従い、利用料金を変更するものとします。
- 3 経済状況の著しい変化その他やむをえない事由がある場合、事業者は当該介護保険給付対象外サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 4 介護保険法令等関係所法令の改定があった場合は、その内容に応じた額に変更するものとします。
- 5 前3項、前4項の変更があった場合は、契約者に事前に通知するものとします。
- 6 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務等

第8条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全に配慮するものとします。
- 2 事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、利用者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 5 事業者は、利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
- 6 事業者は、利用者の請求に応じて施設サービスの提供についての記録を閲覧させ、複写物を交付するものとします。
但し、この複写費用については、重要事項説明書記載のコピー代を徴収します。
- 7 事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。
- 8 サービス提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び入所者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。サービス提供により賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、施設及び職員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。
- 9 虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
 - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施します。

- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力します。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。
- (5) 上記の措置を適切に実施するための責任者を置きます。
- 10 (緊急時の対応) サービス提供時に入所者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医、協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、施設長に報告する義務を負います。
- 11 入所者と施設の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。
 - (1) 施設は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
 - (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
 - (3) 施設は、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に(年2回以上)実施します。
- 12 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じ、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

第9条(守秘義務等)

- 1 事業者、サービス従事者または従業員は、介護福祉施設サービスを提供するうえで知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約終了後も継続します。また、サービス従事者または従業員が職を辞した後も、その義務は継続します。
- 2 事業者は、利用者に医療上必要がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 事業者は、第19条に定める利用者の円滑な退所のための援助を行う場合に、利用者に関する情報を提供する際には、利用者の同意を得るものとします。

第四章 利用者の義務

第 10 条 (利用者の施設利用上の注意義務等)

- 1 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 利用者は、ホームの施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第 11 条 (利用者の禁止行為)

利用者は、ホーム内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- 1 決められた場所以外での喫煙
- 2 サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うこと
- 3 入所規則その他において事業者が定めた以外の物の持ちこみ

第五章 損害賠償 (事業者の義務違反)

第 12 条 (損害賠償責任)

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。
但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌(しんしゃく)して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 13 条 (損害賠償がなされない場合)

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 1 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 2 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 3 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 4 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第 14 条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

- 1 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合に、事業者は、利用者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。その際、1 か月に満たない期間のサービス利用料金の支払いについては、第 6 条第 5 項の規定を準用します。

第六章 契約の終了

第 15 条 (契約の終了事由)

利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 1 利用者が死亡した場合
- 2 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
但し、利用者が平成 12 年 4 月 1 日以前からホームに入所している場合、本号は、平成 17 年 3 月 31 日までは適用されません。
- 3 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- 4 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能

になった場合

- 5 ホームが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 6 第16条から第18条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第16条 (利用者からの中途解約等)

- 1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 利用者は、第5条第3項、第7条第3項の場合及び利用者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 利用者が、第1項の通知を行わずに居室から退去した場合には、事業者が利用者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。
- 4 第6条第5項の規定は、本条に準用されます。

第17条 (利用者からの契約解除)

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 1 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- 2 事業者もしくはサービス従事者が第9条に定める守秘義務に違反した場合
- 3 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 4 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第18条 (事業者からの契約解除)

- 1 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。
 - ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約

を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- ② 利用者による、第6条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
 - ③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ④ 利用者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響をおよぼすおそれがあり、又は、利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
 - ⑤ 利用者又は家族が、施設や施設職員又は他の利用者に対して、下記のような行為があり、ハラスメントに該当するとみなされる場合。
 - (1) 暴力又は乱暴な言動、無理な要求、物を投げつける、服を引きちぎる、手を払いのける、怒鳴る、奇声、大声を発する など
 - (2) セクシュアルハラスメント 介護従事者の体を触る、手を握る、腕を引っ張り抱きしめる、性的な話し卑猥な言動をする等
 - (3) その他 介護従事者の自宅の住所や電話番号を聞く、ストーカー行為等
 - ⑥ 利用者が連続して6日以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合（利用者の希望が有れば3ヶ月間は解約せずベッド確保に努めます）
 - ⑦ 利用者が介護老人保健施設に入所した場合、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
- 2 前項の規定による契約の終了後、退所までに事業者が利用者に対して実施したサービスの利用料金については、全額利用者の負担とします。

第19条(契約の終了に伴う援助)

- 1 本契約が終了し、利用者がホームを退所する場合には、前条の場合を除き、利用者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行うものとします。
 - ① 病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
 - ② 居宅介護支援事業者の紹介
 - ③ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介
- 2 前条の規定により契約が解除され、利用者がホームを退所する場合に

は、利用者の希望により、事業者は、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な前項第一号から第三号に定める援助を利用者に対して速やかに行うよう努めるものとします。

第20条（利用者の入院に係る取り扱い）

- 1 利用者が病院又は診療所に入院した場合、6日以内に退院すれば、退院後も再びホームに入所できるものとします。（18条第1項5参照）
- 2 前項における入院期間中（6日間まで）において、利用者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします
- 3 入院中は居室を必要に応じて短期入所生活介護に利用させていただくものとします。

第21条（居室の明け渡し - 精算 - ）

- 1 利用者は、第15条第二号から第六号により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第10条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。
- 2 利用者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書に定める）を事業者に対し支払うものとします。
- 3 利用者は、第19条第1項に定める援助を希望する場合には、紹介が完了するまでは居室を明け渡す義務及び前項の料金支払い義務を負いません。
但し、事業者が紹介を完了した時には、利用者は直ちに居室を明け渡し、かつ、前項の利用料金を直ちに支払う義務を負うことになります。
- 4 第1項の場合に、1カ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第6条第5項を準用します。

第22条（身元引受人）

- 1 身元引受人は、本契約に基づく利用者の事業者に対する一切の債務（さいむ）につき、利用者と連帯してその履行の責任を負います。
- 2 身元引受人は、前項の責任のほか、次に定める責任を負います。

- ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合に、入院申込、費用負担などその入院手続を円滑に遂行すること
- ② 本契約が終了した場合に、事業者を協力して利用者の状態に応じた受入先を確保すること
- ③ 利用者が死亡した場合、速やかに、遺体及び残置物の引取りなど必要な処理を行うこと
- 3 事業者は、利用者が入院を必要とする場合並びに本契約が終了した場合、身元引受にその旨連絡するものとします。
- 4 利用者は、社会通念上、身元引受人を立てることが出来ないと認められる相当な理由がある場合には、これを立てないことができます。
- 5 事業者は、利用者に身元引受人などがいない場合において、本契約終了後に残置物の他の処理を行う必要がある場合には、自己の費用で利用者の残置物を処分できるものとします。その費用については、利用者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。
- 6 利用者は、身元引受人が本契約存続中に死亡もしくは破産した場合には、新たに身元引受人を立てるように努めます。
- 7 事業者は、身元引受人から希望がある場合には、利用料金の変更、施設サービス計画の変更等があったときには、これを通知することいたします。

第 23 条 (一時外泊)

- 1 利用者は、事業者の同意を得た上で、1ヶ月に6日を限度として、ホーム外で宿泊することができるものとします。この場合、利用者は宿泊開始日の2日前までに事業者に届け出るものとします。緊急やむを得ない場合の届出はこの限りではありません。
- 2 前項に定める宿泊期間中において、利用者は重要事項説明書に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分 (自己負担分) を事業者を支払うものとします。

第七章 その他

第 24 条 (代理人の指定)

利用者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、利用者の家族である下記の者を代理人と定め、本契約書における利用者の権利義務にかかわる事務処理などについて、これを委任することにあらかじめ同意します。

記

住 所

代理人氏名

(続柄)

連 絡先

第 25 条 (苦情処理)

事業者は、その提供したサービスに関する利用者及び身元引受人からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 26 条 (協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は利用者もしくは身元引受人と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者、身元引受人が署名のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者

住所 明石市大久保町大窪 2573-16

事業者名 社会福祉法人 博 由 社

代表者氏名 理事長 柏 由紀夫 印

利 用 者

住所

氏 名

印

利用者は、署名が出来ないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代行いたします。

署名代行者

住所

氏 名

印

(利用者との関係)

身元引受人

住 所

氏 名

印

(利用者との続柄)

電話番号